

子猫のミルクボランティア登録申請書

年 月 日

(保健所・センター) 所長 様

子猫のミルクボランティアとして登録を受けたいので、子猫のミルクボランティア育成事業実施要領の規定により申請します。

なお、子猫の預託を受けるに当たっては、登録要件（裏面）を満たしていることを申告します。

(申込者)

| | |
|------------------|---|
| ふりがな | |
| 氏名 | |
| 生年月日 (年齢) | 年 月 日 (満 才) |
| 現住所 | 〒 - |
| 連絡先 | 電話 携帯電話 Email |
| 飼育している動物 | <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり → 動物種: <input type="checkbox"/> 犬 () 頭、 <input type="checkbox"/> 猫 () 頭 <input type="checkbox"/> その他 () |
| 貸与希望物品 | <input type="checkbox"/> 体重計 <input type="checkbox"/> ヒーター |
| 受け渡しが可能な保健所、センター | <input type="checkbox"/> 岐阜保健所 (各務原市) <input type="checkbox"/> 可茂保健所 (美濃加茂市) <input type="checkbox"/> 本巣・山県センター (岐阜市) <input type="checkbox"/> 東濃保健所 (多治見市) <input type="checkbox"/> 西濃保健所 (大垣市) <input type="checkbox"/> 恵那保健所 (恵那市) <input type="checkbox"/> 揖斐センター (揖斐郡揖斐川町) <input type="checkbox"/> 飛騨保健所 (高山市) <input type="checkbox"/> 関保健所 (美濃市) <input type="checkbox"/> 下呂センター (下呂市) <input type="checkbox"/> 郡上センター (郡上市) |
| 実技研修受講の希望 | これまで離乳前の子猫を、人工乳を授乳して育成した経験がない方は、初回の預託前に子猫への授乳・排泄補助を体験する実技研修を受講することができます。 <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない |
| 備考 | |

ミルクボランティアとして登録した個人情報を、県内の関係機関内で共有することについて同意します。

登録要件（チェック☑をお願いします。）

- 岐阜県に在住し、登録時に満18歳以上であること。
- 猫を飼養できる住宅に住んでおり、終日世話ができること。
- 岐阜県の動物愛護事業に協力する意思があり、責任を持って無報酬で活動することに同意していること。
- 同居する家族全員の同意を得ていること。
- 本人及び同居家族が猫アレルギーでないこと。
- Eメールまたは電話により、保健所からの連絡を受けられること。
- 保健所が預託する離乳前の子猫を自家用車等で送迎することができること。
- 預かった子猫を室内で管理して飼育できること。
- 県のミルクボランティア養成研修を受講していること。
- 既に動物を飼っている場合は、以下の項目をすべて満たしていること。
 - 犬及び猫の合計飼養頭数は10頭未満である（ただし、第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者を除く）。
 - 必要に応じ、不妊去勢手術を済ませている。
 - 先住動物について日常的な健康管理を行い、定期的なワクチン接種、寄生虫の駆除を行っている。
 - 先住動物が感染症の疾病に罹患していない。
 - 猫の場合、完全室内飼育をしている。
 - ケージ等により先住動物と場所を区分して子猫の飼養管理ができる。

ミルクボランティアとして活動するにあたり、以下の事項を遵守します。（チェック☑をお願いします。）

- 子猫の育成等については関係法令を遵守し、子猫の健康及び安全を保持し、人への危害防止に努め、保健所に返還するまで責任をもって管理すること。
- 子猫の預託期間中における一切の事故等について、岐阜県に対して損害の賠償を求めないこと。
- 子猫の育成及びその他の動物の飼養により、近隣等から苦情を生じさせないこと。
- 預託期間終了後、子猫及び貸与した物品を県に返還及び返却すること。
- 県に返還した子猫に関する情報は一切求めないこと。
- 本事業を通じて、営利活動は行わないこと。
- ミルクボランティアの活動上、知り得た個人情報等は、第三者へ開示又は漏洩しないこと。なお、本件はボランティア活動を辞めた後も同様とする。
- その他、保健所の指示に従い、相互協力に努めること。